

**埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会
議 事 概 要**

○日 時 平成31年2月19日（火）14時00分～14時50分

○場 所 埼玉教育会館

○出 席 埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会委員名簿、配置図参照

○資 料

<資 料>

資料1：タクシー事業の現状について

資料2：タクシー業界の取り組みについて

資料3-1：特定地域の指定期限の延長について

資料3-2：特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について

資料3-3：特定地域の指定期限の延長について

参考資料1：特定地域の指定等について

参考資料2：埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

埼玉県個人タクシー協会資料

○開 会

【高原専務】・開会 ・司会者自己紹介 ・協議会成立報告（埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱第5条第16項） ・協議会は原則として公開とする規定と報道関係者終了まで入室可の説明（県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱第5条第14項） ・報道陣の冒頭のみ写真撮影のお願い ・資料過不足の確認 ・名簿、配席図により出席者紹介 ・埼玉運輸支局の方々のオブザーバーとして出席の報告
議事に入りたいと思います。尾崎会長、進行お願い致します。

【尾崎会長】 それでは、議事に入ります。県南中央交通圏については、平成28年7月1日に特定地域に指定され、3年後の本年6月30日に指定期間が満了となりますが、先般、関東運輸局長より通知があり、その内容は、県南中央交通圏が「特定地域の指定の期限の延長に関する指針」の3に該当していることから、当協議会において特定地域の指定期限の延長の希望の有無について議論を行い、その結果を本年2月末日までに国土交通大臣あてに報告するよう求められております、「指定の期限の延長に関する指針3.」については後ほどご説明致します。本日は、各委員の皆様方から忌憚のないご意見を頂き、その上で、指定期限の延長の希望の有無について議決を取らせて頂きたいと考えております。限られた時間ではありますが、皆様よろしくお願い致します。 それでは、次第に従って進めて参ります。議題**(1) タクシー事業の現状について**、をオブザーバーとして出席頂いております埼玉運輸支局より説明をお願いします。

【青木首席】 **資料1**「タクシー事業の現状について」

*** 説 明 ***

【尾崎会長】ただいま埼玉運輸支局より「タクシー事業の現状について」説明がありました
が、ご意見やご質問のある方はお願い致します。

*** 質問等なし ***

【尾崎会長】次に、議題(2) **タクシー業界の取り組みについて**、事務局から説明をお願い致しま
す。

【高原専務】資料2「タクシー業界の取り組みについて」

*** 説 明 ***

【尾崎会長】ただいま事務局より「タクシー業界の取り組みについて」説明がありましたが、
ご意見やご質問のある方はお願い致します。

【小林委員】利用者の立場から発言致します。タクシーは、鉄道、バスと同様に大きな社会イン
フラで市民の移動に欠かせない乗り物だと思います。人口減少・超高齢化社会を迎え、高
齢者の個別移動手段として、また、交通空白地域住民の足の確保としてタクシーの役割がも
っと大きくなるのではないかと思います。タクシーの本領発揮に期待するとともに、自治体
との連携強化も必要ではないかと考えます。先ほど説明を受けたユニバーサルデザインタク
シーの導入、ユニバーサルドライバー研修の実施など利用者サービスの向上を図るのは、あ
りがたい事で、ぜひ進めて頂きたいと思っています。本年は、ラグビーワールドカップの開
催、来年にはオリンピック・パラリンピックが控えています。期間中に国内外から大勢の観
光客が見込まれます。日本のタクシーは、安全・安心、快適な乗り物であることが世界に誇
れます。来県者の第一印象を左右する要素でもあるドライバーの接遇にも気を配って頂きた
いと思います。もう一点、タクシー配車アプリについてですが、現状どうなっているかお聞
かしてください。

【尾崎会長】関連のご発言でも、それ以外でも結構です。

【町田委員】自社には配車アプリは導入していませんが、埼玉県はどのメーカーが多いので
か。

【尾崎会長】配車アプリの話が出ましたので、利用者の評判、実績等、現状についてお願いし
ます。

【佐野委員】タクシー配車アプリとは、スマートフォンのGPS位置情報を起動させて、空車の
タクシーを呼び出すシステムで、近年急速に普及しています。

県南中央交通圏では、昨年末の段階で、1,435両の車両が配車アプリに対応可能となってお
り、これは全車両の6割以上と高い普及率となっています。しかし、実際のスマホアプリに
よる配車回数はまだまだ少なく従来からの自社無線に遠く及ばないのが実情です。その要因
としては、まだまだ認知度が少ない、とか、必要とされている地域に車両が少ない等の理由
とともに、スマホ配車アプリとは言え、そのほとんどが入口はスマホでも自社無線を経由し
て配車しているのが現状であり、利用者とタクシー車両をダイレクトに結ぶという特性を活
かしきれていない、という理由もあります。これからの見込みとしては、今述べた理由の改
善とともに、現在は、埼玉県内では事実上一社しかないタクシー配車プラットフォーム事業
者が、更に何社か新たに参入して、より一層の普及が図られると考えられます。

最後に、利用者の評判並びに顧客層ですが、私どもも含め各事業者の話を総合すると、スマホアプリを多く使う利用客はどちらかというと年齢的に若い方が利用する傾向にあり、今まであまりタクシーに縁がなかった新規顧客を取り込んでいけるのではないかと大いに期待するところです。

【尾崎会長】 続いて事務局どうぞ。

【高原専務】 タクシーはドアツードアの公共交通機関として、面的輸送に対応できる唯一の交通手段です。行きたい時に行きたい所に行けるのがタクシーです。皆様に活用して頂けるよう尽力して参ります。活性化事業としてユニバーサルデザインタクシーの導入状況は先ほどご説明したとおり、UDタクシーの導入促進とUD研修の充実を図って参ります。

自治体との連携ですが、各市町村に設置されている地域公共交通会議等に当協会も参画し、バックアップ態勢で臨む一方、交通政策を検討する上でタクシーも重要な交通の要素としてテーマに含めるべき旨、アピールしております。なお、県内地域公共交通会議等の設置数は49です。

小林様の地元鴻巣市では、高齢者や障害者などのタクシー運賃の一部を市が負担する「デマンド交通」の実証運行が行われています。さいたま市では、先ほど触れましたが、岩槻区、見沼区、西区で乗合タクシーが3路線、本格運行され、また、1月29日から岩槻区で1路線実証運行されています。全県でみますと他に、17の自治体で乗合タクシー等が運行されています。

接遇については、特に、ドライバー新任講習において多くの時間を割いて指導しています。また、毎年タクシーの日に行っている利用者アンケートでドライバーの印象を聞いたところ、「悪い」が、例年、数パーセントとなっているので、これをゼロに、「普通」が50%弱で推移している中で、「良い」が増えるよう指導・教育を徹底して参りたいと思います。

【尾崎会長】 ご質問等がございましたらお願い致します。

【畦地委員】 UDタクシー導入に対しては、埼玉県も補助金制度を創設しています。

平成30年11月8日付け国交省からの「UDタクシーによる運送の適切な実施について」の通達にあるように、乗車拒否等のないよう適切な対応をお願いしたい。

【高原専務】 国交省並びに全タク連から、会員に対し、遺憾なきを期すよう周知方通知がありました。このため、乗車拒否をしないよう乗務員の教育・指導徹底して参ります。これまで「協会だより」に掲載し、また、各支部の新年賀詞交歓会等において周知を図るとともに、ディーラーに対しては納車の際に作業手順を教え込んでもらいたい旨、文書をもって依頼しました。一部改良車両が3月に発売される模様なので作業時間の短縮が図られると思います。

【尾崎会長】 次に議事 **(3) 特定地域の指定期限の延長について**事務局から説明をお願いします。

【高原専務】 **資料3-1**「特定地域の指定期限の延長について」、**資料3-2**「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について」

*** 説明 ***

【尾崎会長】 ありがとうございます。皆様にお諮りする前に、オブザーバーとして出席頂いております埼玉運輸支局より、発出された通達等の内容について説明をお願い致します。

【青木首席】参考資料1「特定地域の指定等について」、資料3-2、資料3-3「特定地域の指定期限の延長について」

*** 説明 ***

【尾崎会長】ありがとうございました。只今の説明に関しまして、質問、ご意見等ありましたらお願いします。

*** 特に意見等なし ***

それでは議決に入る前に、議決方法について事務局よりお願い致します。

【高原専務】参考資料2「埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」議決方法の以下説明。

今回、特定地域の指定を受けるか否かの内容となるため参考資料2の要綱第5条第10項の(4)の「(1)～(3)まで以外の議決を行う場合」に該当致します。ここに記載のあるとおり①～③全てを満たす場合、合意となります。①：当協議会の尾崎会長が合意すること。

②：特定地域の指定に合意するタクシー事業者が県南中央交通圏に係る交通圏内の営業所に配置するタクシー車両台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者の営業所に配置するタクシー車両台数の合計の過半数であること。③：①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員は、その区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意することとなります。

【尾崎会長】ありがとうございました。それでは議決を行います。始めにタクシー事業者の意向について事務局より報告をお願い致します。

【高原専務】タクシー事業者の意向についてご報告致します。県南中央交通圏には協議会構成員である法人タクシー事業者が60者、また、個人タクシー事業者が113者存在します。すべての事業者について、この場で議決を取ることが不可能な状況でありますので、事務局より事前に該当する全事業者に対し、書面にて特定地域の指定期限の延長を「希望する」、「希望しない」の意向を確認するための調査を実施し、回答を得ております。その結果をご報告致します。

本年1月現在の県南中央交通圏協議会構成員の車両数は、法人タクシー事業者が保有する一般タクシー車両2,276両、都市型を除くその他ハイヤー車両11両、また、個人タクシー事業者が保有する車両113両、合計2,400両となります。そのうち「特定地域の指定期限の延長を希望する」と回答した車両数は1,978両、全車両数の82.4%、「特定地域の指定期限の延長を希望しない」と回答した車両数は338両、全車両数の14.1%、また、回答を棄権した車両数が84両、3.5%でありました。以上、ご報告致します。

【尾崎会長】ただいま事務局より報告がありましたが、設置要綱第5条第10項(4)②タクシー事業者につきましては、特定地域の指定期限の延長を希望するタクシー車両数の合計が県南中央交通圏内の協議会構成員であるタクシー事業者が配置する車両数2,400両の過半数を超えましたので、特定地域の指定地域の延長について、同意するとの判断となりました。それでは、次に先程、事務局から説明のありました設置要綱第4条第1項(1)関係地方公共団体の構成員、(3)労働組合の構成員、(4)地域住民の構成員、(5)その他協議会が必要と認める構成員の皆様にご確認をさせていただきます。

議決要件の確認を事務局が行う関係から、恐縮ではございますが、ご承認頂けない方・合意されない方は、挙手をお願いしたいと存じます。

それでは、県南中央交通圏タクシー特定地域協議会の構成員の皆様、ご承認頂けない方・合意されない方、挙手をお願い致します。

***** 挙手者無し *****

皆様、ありがとうございました。事務局、議決要件の確認の報告をお願いします。

【高原専務】 只今、諮りました「特定地域の指定期限の延長」につきまして、協議会設置要綱第5条10項(2)で規定する議決要件を満たしておりますことをご報告致します。

議決権のある6名の欠席者は、議長一任との委任状を頂いております。

【尾崎会長】 ありがとうございました。先程の②タクシー事業者等と同様に、③タクシー事業者以外の構成員につきましても合意するとの結果となりました。その結果を踏まえまして、私の判断でございますが、私も合意致します。

以上の議決結果を持ちまして、当協議会においては「特定地域の指定期限の延長を希望する」こととなりました。結果につきまして、国土交通大臣あてに報告致します。

【尾崎会長】 最後にタクシー事業者を代表して、小谷事務局長から一言お願い致します。

【小谷事務局長】 事務局長を仰せつかっております、乗用自動車協会の小谷でございます。委員の皆様、ご多用のところご出席頂きまして誠にありがとうございました。貴重なご意見並びに決議をして頂き、感謝を申し上げます。特措法が平成21年に、改正特措法が平成26年に施行され、特定地域の指定基準に該当する厳しい経営状況で推移しておりますが、これまでの供給輸送力の削減等の取り組みで、日車営収については回復しております。ただ、実働率が下がっていることも、その一因かと思えます。近年、乗務員不足が深刻化し、乗務員不足の解消が大きな課題となっております。全タク連策定の「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に取り組み、労働環境を改善し魅力あるタクシー業界にしていかなければならないと考えています。

活性化事業につきましては、ユニバーサルデザインタクシーの導入促進、秩父、川越における観光タクシーの実施、乗合タクシー、育児支援タクシー、タクシー配車アプリの普及、インバウンド対応など、利用者ニーズに即した輸送サービスの提供に取り組んでまいりました。更に、多言語対応タブレット導入やキャッシュレス化の普及促進の検討を加えてまいりたいと考えております。また、運賃関係ですが、改定と併せて初乗り距離と初乗り運賃を引き下げる申請(要請)が行われ、審査手続き開始の条件をクリアしました。

只今、指定期限延長の決議をして頂きましたので、指定期間において、タクシーの特性を活かし、更にタクシーが地域公共交通機関としての機能を十分発揮できるよう、引き続き事業の適正化、活性化を進めてまいりますので、皆様方には、変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

【尾崎会長】 ありがとうございました。本日、当協議会としては、「特定地域の指定期限の延長」を希望しました。引き続き、事業の適正化・活性化について取り組んで行くことが重要でありますので、構成員の皆様、引き続きご協力をお願いする次第であります。

次に議題(4) **その他**ですが、何かありますか。

【高原専務】事務局からは特にございません。

【尾崎会長】全体を通して意見等のある方、どうぞ。

*** 特になし ***

【尾崎会長】ありがとうございました。以上ですべての議事が終了しました。本日は円滑な議事進行にご協力頂きまして誠にありがとうございました。それでは、議事進行を事務局にお返しします。

○開 会

【高原専務】尾崎会長、長時間にわたり議事の進行をお努め頂き、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には、ご多用のところご出席賜りまして厚く御礼を申し上げます。以上を持ちまして、「第3回 県南交通圏タクシー特定地域協議会」を閉会と致します。本日は、誠にありがとうございました。

(14 : 50 終了)